

令和 2 年国勢調査 調査員就任のお願い

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の各方面にわたって御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年 10 月 1 日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正 9 年以来 5 年ごとに実施されており、今回で 21 回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《前回調査（平成 27 年国勢調査）との調査員事務の主な変更点》

- ・インターネット回答用の ID と調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問回数が減ります。（前回調査では、インターネット回答用の ID を世帯へ先に配布し、後日、インターネット回答のなかった世帯を再訪問して調査票を配布していました）
- ・調査票は、調査区番号や世帯番号があらかじめ印字されたものになり、調査票の記入作業が軽減されます。

《調査員の主な仕事》【調査員任命期間：8 月 27 日（木）～10 月 26 日（月）】

- | | |
|------------------|---|
| ① 8 月 27 日～9 月上旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会～9 月 13 日 | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9 月 14 日～20 日 | インターネット回答用 ID 及び調査票の配布 |
| ④ 10 月 1 日～3 日 | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10 月 1 日～7 日 | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10 月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出 ※区役所から指定された日
調査票未提出世帯への督促 |

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和 2 年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付いただき、「自治会町内会長あて提出用封筒」に封入・封筒の表面に氏名を記載のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送など、国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

【注意事項】

市・区役所で事務アルバイトをされる方につきましては、令和 2 年度から会計年度任用職員という扱いになります。そのため、調査員任命期間内に市・区で事務補助等をされる場合、兼務となり、そのための事務処理が発生することになります。恐れ入りますが、現時点で判明している場合は「調査員就任承諾書」の下部に記載を、「調査員就任承諾書」提出後、会計年度任用職員になることが急遽決まった場合は区役所にご一報ください。

令和 2 年 3 月

問合せ先 青葉区役所総務課統計選挙係 電話：978-2205～7